

第1章 第5次糸満市総合計画について

第1節 計画策定の背景

糸満市は、昭和 56（1981）年の糸満市総合計画策定以来、10 年ごとに総合計画を策定し、社会インフラの整備とあわせて体系的なまちづくりに取り組んできました。その成果として、現在の糸満市は大きく発展してきたところです。そして今、第 4 次総合計画の計画期間の終了を迎え、第 5 次総合計画を策定する時期にあります。

近年の我が国を取り巻く社会経済情勢を見ると、人口減少期に入り、超高齢化時代が目前に迫っています。本市もその波は避けられず、新たな経営課題に直面しています。高齢化に伴う歳出の増加と生産年齢人口の減少に伴う歳入の減少、人手の確保、老朽化した公共施設の更新などの内部環境変化への対応や、情報化、グローバル化の進行に伴う通貨や原油価格などの急激な変動等の外部環境変化に対する地域経済の耐性力強化など、乗り越えなければならない課題が山積しています。

本市は、このような状況下においても、内部・外部環境の変化を受容した上で、独自性や創造性を発揮して、自らが環境変化に対応できる発展ある都市となることが求められています。第 5 次総合計画は、このような新たな課題に対応する指針となる必要があります。

一方、本市では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成 28（2016）年 3 月に「糸満市人口ビジョン・総合戦略」を策定していますが、総合戦略は第 4 次総合計画と同時期に計画期間が終了することから、切れ目なく取り組みを推進するためにも次期計画が必要となります。

これらのことから第 5 次糸満市総合計画と第 2 期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略をあわせて策定します。

また、両計画の策定後は、PDCA を回し、定期的に見直しを行う体制を構築します。

第2節 「総合計画」および「総合戦略」の意義と役割

「総合計画」は、あるべき将来像にむけた市政運営全体についての指針です。

第 5 次糸満市総合計画は、子どもたちの笑顔があふれ、若い世代が将来に希望を持ち、高齢者が元気に生きがいを持って暮らしていけるよう、市民の皆さまと共にまちづくりを進めていくための指針としての役割を果たします。

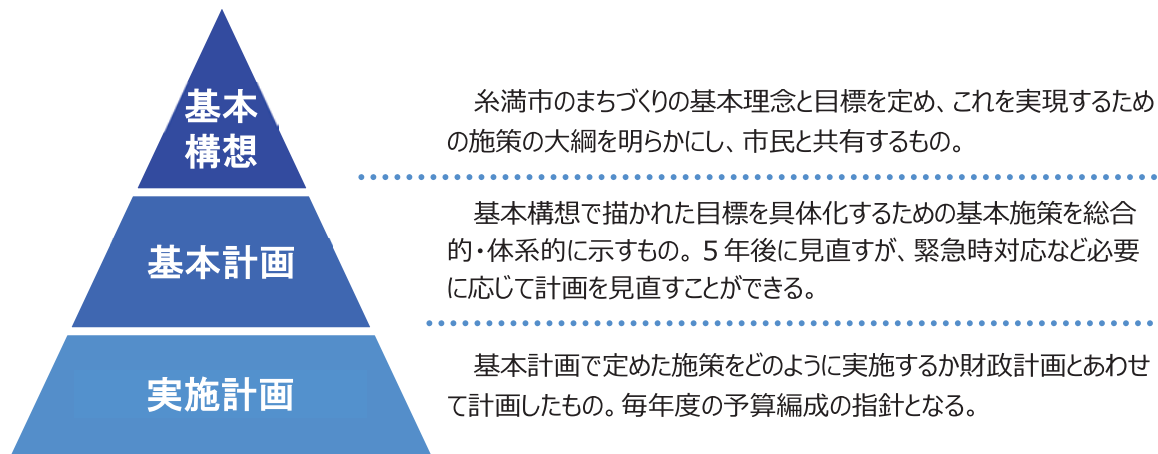
一方、「総合戦略」は本市における人口の維持や増加にむけた戦略を定めるものです。

第 2 期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、総合計画に位置付けられた取り組みのうち、市民との協働によって取り組む「子育て支援」、「雇用創出」、「交流・定住促進」などの重点を置く取り組みを絞って取り組むことになります。

第3節 計画の構成

第5次糸満市総合計画は、「基本構想」「基本計画」および「実施計画」で構成します。

総合計画の構成

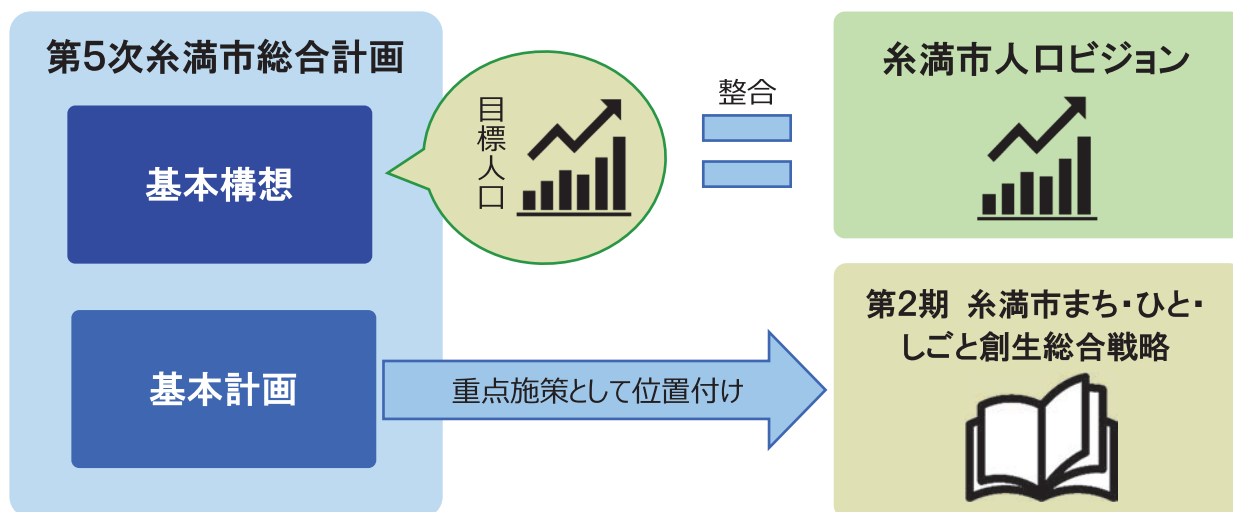


■「第5次糸満市総合計画」と「第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係

第5次糸満市総合計画の策定とあわせて、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略として第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。また「糸満市人口ビジョン」の経過確認と一部見直しを行います。

「人口ビジョン」は「基本構想」の目標人口に対応し、「総合戦略」は「基本計画」における重点施策として扱います。

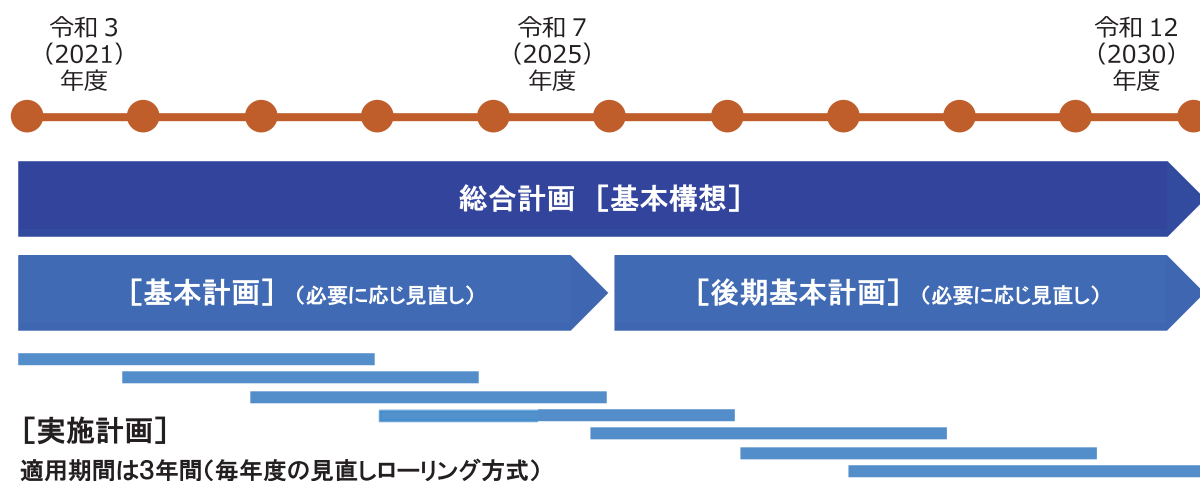
「第5次糸満市総合計画」と「第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係



第4節 計画の期間

第5次糸満市総合計画は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。ただし、基本計画は5年後に後期基本計画として見直します。

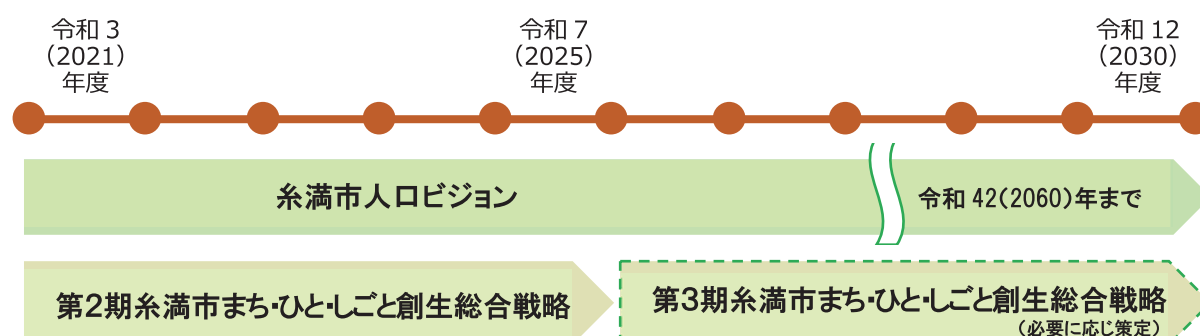
第5次糸満市総合計画の期間



■「第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間

糸満市人口ビジョンは、従前のとおり令和42（2060）年までとし、第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間



第5節 糸満市の特性と課題

糸満市の有するポテンシャル、そして今後 10 年間に取り組むべき主な課題は次のとおりです。

糸満市のシンボル

●平和のまち

糸満市は去る沖縄戦で激戦地となり、多くの命や財産が失われました。それだけに市民の平和希求の想いは強く、平和都市宣言（平成 5（1993）年）を掲げ、さまざまな平和を目指す活動を続けています。また県内外から慰霊や平和学習に訪れる人が絶えません。

●^{うみさち}海幸・^{おかさち}陸幸のまち

糸満漁民は戦前から海を舞台に活躍し、沖縄の漁業を牽引してきました。

また、農業も盛んで、美らキャロットをはじめ多くの地場産品を生み出しています。

自然

●亜熱帯の風土と水

糸満の大地はサンゴ礁由来の琉球石灰岩から成り立っています。石灰岩のつくる独特の地形や植生、地下水系は、固有の生態系を育むとともに、集落の立地や暮らしの基盤となってきました。また、沖縄本島有数の河川である報得川も、森と海をつなぎ、人々の暮らしを支えてきた自然資源です。温暖な気候は、マンゴーなどに代表される特産品の生産、観光にも寄与しています。

●海と森

糸満市は長い海岸線を有し、その大半が国定公園に指定された自然海岸です。優れた自然風景に加え、点在するビーチやイノー（礁池）はレクリエーションの場としても親しまれています。また、石灰岩の森には、クロイワトカゲモドキなど貴重な生き物が生息しています。

社会

●地域の個性

糸満市は戦前の 1 町 5 村が合併した経緯があり、地域性が豊かです。集落ごとの結束も強く、自治の気風が強く残っています。また、市民ワークショップでは、糸満市には個性的人材が多い、人のつながりが濃いことが挙げられました。

●都市構造

市街地は西海岸側に集約されており、糸満漁港一帯を中心とした既成市街地と、新たに整備された宅地や産業団地などの新市街地が連坦しています。内陸部かつ南部一帯は、田園的環境となっており、都市と田園の 2 面構造となっています。

●産業

水産業、農業は糸満市を特徴付ける基盤的産業です。また、工業団地整備により、県内では製造業の盛んな市です。観光業とも連携し、六次産業化の取り組みがなされています。

歴史・文化

●文化資源

市内には文化財が多数あり、中でも国指定史跡の具志川城跡や南山城跡は沖縄の歴史を知る上で重要な遺産です。また、数々のカー（井泉）や門中墓、石獅子など石灰岩地形と結びついた民俗文化財、そのほか漁撈文化遺産などが特徴的です。

●伝統行事

字ごとに祭りや芸能が伝えられ、地域の誇りとなっています。特にハーレーや綱引きが盛んで、他地域にも知られる祭りとなっています。

また、日々の旧暦行事を大切にする地域性があります。

これからの糸満市の10年における主な課題認識**生産年齢人口を増やす取り組み**

糸満市は、今はまだ人口微増傾向にありますが、何も施策を講じないと、今後、人口減少社会に突入すると試算されています。その対策として、生産年齢人口を増やすため、子育て支援策、雇用・産業振興策などの施策を講じていく必要があります。

技術革新

人口減少や高齢化からくる人材不足、インフラの老朽化といった問題に対応するには、新たな技術の活用が必要です。また情報化社会の進展スピードに適切かつ柔軟に対応していくことはもとより、より積極的に新しい技術を活用して市の発展の原動力にしていくことが望まれます。

持続的な社会への変革

私たちと子孫みんなが健やかで有意義な人生を送るためには、どこかの自然環境や誰かほかの人に、または未来に負担を押し付けるのではない、健全で持続的なシステムが必要です。

多様性を強みに

多くの国内外の観光客が訪れ、外国籍の市民も増えています。ジェンダーや障がいなど、さまざまな有形無形のバリアを乗り越え、誰もが活躍できる社会づくりが必要になっています。

災害に強いまちづくり・ひとづくり

昨今、頻発している台風や大雨による冠水、土砂災害といった自然災害に対して、まちづくり・ひとづくりの両面から着実な備えが必要です。

また、国内外では想定外の災害も起きています。糸満市も大地震や津波、感染症などといった大きな災害への対策も整えていく必要があります。

自立と協働のさらなる推進

収入の先細りや支出の増加が見込まれる中、足腰の強い経済づくりとともに、健全な市政運営がさらに求められます。

また、市の強みである地域コミュニティに弱体化のきざしがみられ、協働の土台がゆらぐことが懸念されます。

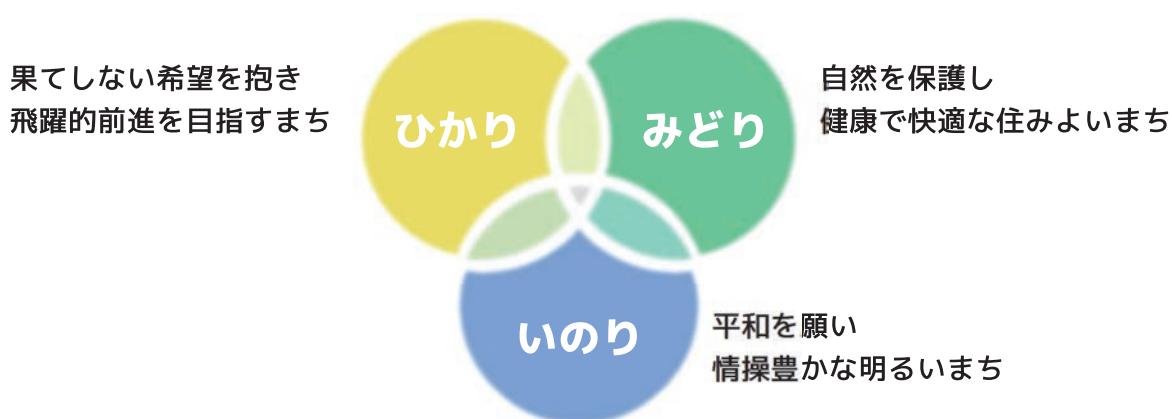
糸満アイデンティティの確立も、自立につながる課題です。糸満市ならではの歴史や文化、誇りをしっかり受け継いでいくことが望まれます。

第 2 章 基本構想

第 1 節 基本理念

糸満市の基本理念を、「ひかりとみどりといのりのまち」とします。

この理念は昭和 36（1961）年の合併以来引き継がれてきているものであり、これからも本市の柱となるものです。



第 2 節 糸満市の将来像

糸満市ではこれまで、第 4 次総合計画で掲げた将来像「つながりの豊かなまち」を目指して、まちづくりを行ってきました。この 10 年間でできた豊かなつながりは、人口減少時代が到来し、社会構造や環境が大きく変化していく不確実な時代に、糸満市がいかすべき強みです。これからの 10 年間は、これまで育まれたつながりが実を結び、市民一人ひとりがそれぞれのステージで活躍できる糸満市を目指します。そのためには、足元にある糸満市の強みやポテンシャルを見つめ直し、さらに磨きをかけて、市民が誇れるものとしていくことが重要です。自然の豊かさや産業、暮らしの基盤となる地域社会、市民と行政など、市内にあるつながりをさらに深く結びつけ、しなやかで足腰の強い、住みよいまちづくりを目指していきます。

以上を踏まえて、糸満市の将来像を下記のとおり掲げます。

【将来像】

つながりを深めチャレンジするまち糸満市

第3節 まちづくりの基本姿勢

糸満市のこれからのまちづくりにあたって、4つの基本姿勢を掲げます。

1

市民と共に進む協働のまちづくり

本来の、市民のための市民によるまちづくりを実現するために、「自律と自立」を常に目指していきます。そのためにも、糸満市の特性である人のつながりを再生しつつ、市民同士による「協働」の仕組み、また、市民と行政が連携する仕組みを構築し、協働のまちづくりを推進します。

さらに、市の課題や取り組みについて積極的に市民と共有するとともに、その実効性や成果を明確にし、PDCAサイクルを有効に動かしていきます。

2

新しい時代の流れを力にし、変化に対応できるまちづくり

少子高齢化や生産年齢人口の減少等の内部環境変化や、IT等の技術革新、情報化・グローバル化、経済の急激な変動、自然災害などの外部環境変化は、地域の経済社会活動に大きく影響を与えることが予想されます。新たな時代の流れを力としつつ、さまざまな環境変化にも対応できるようまちづくりを進めていきます。

災害にはできる限りの備えをします。その上で、想定を超える災害が起きたとしても、折れてしまうことなくしなやかに適応または回復できるまちづくり・ひとづくりの視点を取り入れます。

3

糸満市の魅力を伸ばし、選ばれるまちづくり

本市には、自然、ひと、文化、産業など、多様な資源があります。これらを存分にいかし、磨きをかけることで、まちの魅力を伸ばします。そして、住みたい・訪れたい・働きたいまち、すなわち「選ばれるまち」となり、今後の人口減少時代を乗り越えていきます。

4

持続可能で誰もが住みよいまちづくり

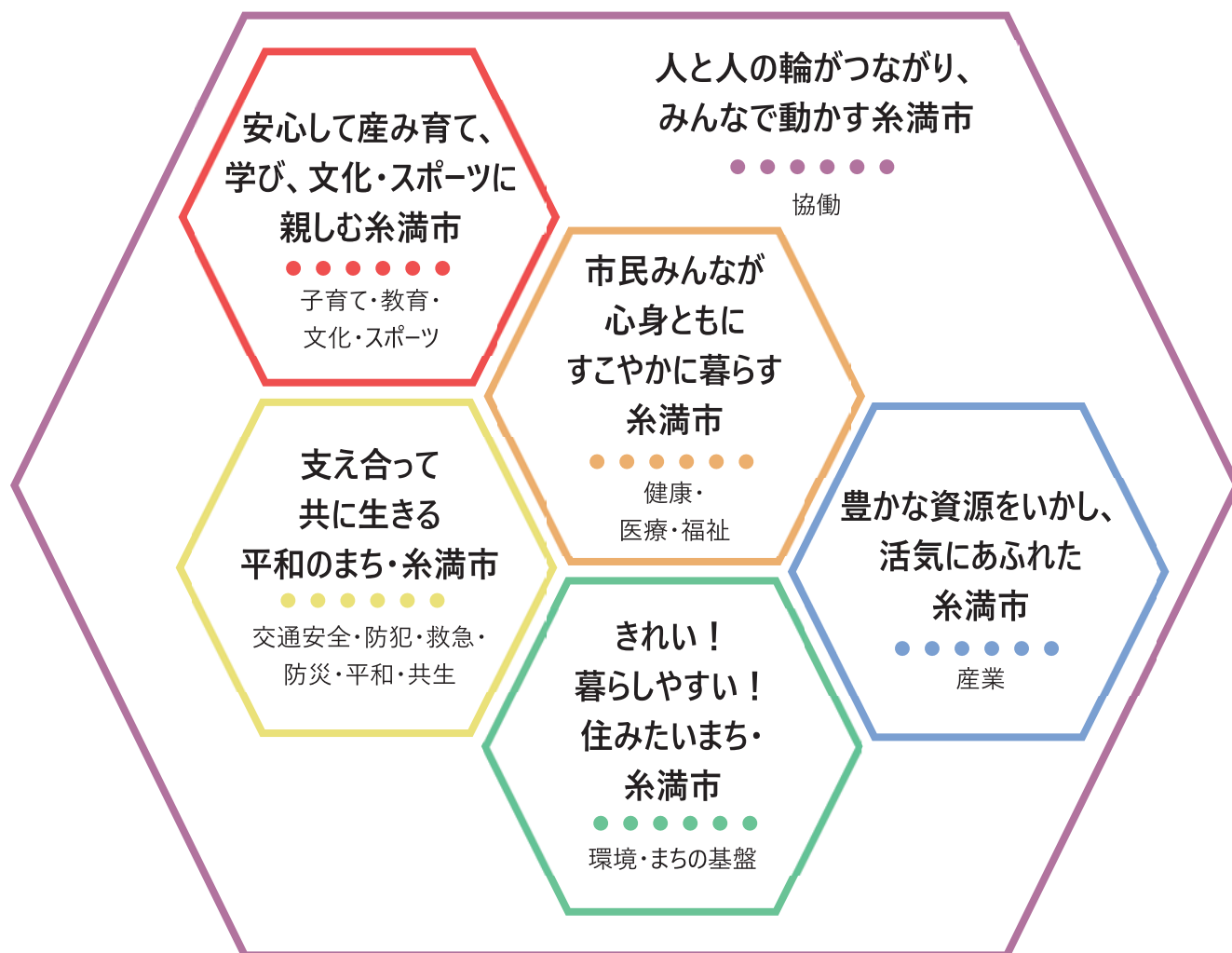
将来の子孫によりよい環境と誰もが住みよい社会を受け渡せるよう、限りある資源を賢く利用するとともに、さまざまな場面で持続可能な社会への転換を図っていきます。

そのための行動目標として糸満市においてもSDGsを設定し、これまで以上に総合的に取り組みます。

第4節 目指すまちの姿

糸満市の将来像として掲げた「つながりを深めチャレンジするまち糸満市」を実現するため、6つの方向性を「目指すまちの姿」として示します。ここで示したまちの姿は、それぞれが独立して実現されるものではなく、互いに深くつながりながら実現されるものです。

目指すまちの姿



安心して産み育て、学び、文化・ スポーツに親しむ糸満市

子育て・教育・
文化・スポーツ

よりよい糸満市をつくっていく基盤となるのは、「ひと」です。少子高齢化の世の中にあっても安心して産み育てることができる環境づくりや、市民一人ひとりが活躍できる「スーパー糸満市民」(※1) となるため、多様な学びが充実した糸満市を目指します。

それは、切れ目のない子育て支援が行われ、子どもから高齢者まで市民みんなが健康で文化的な暮らしを享受できる環境が整った状況のことです。例えば、子どもの見守りや困ったときに相談できる体制など、地域ぐるみで子育てする環境が整い、子どもの人権を守り、子どもも親も安心して過ごせるまち。学校と社会が連携し、生きる力を育む教育が行われるまち。地域や人生の課題をどう解決するか、市民がいつでもどこでも気づき・学ぶことができるまち。文化財の保全・活用や郷土史の編纂^{へんさん}等が進み、地域への誇りと愛着を未来へ継承できるまち。市民が文化芸術に触れ、心豊かな生活が送れるまち。市民スポーツや競技スポーツが活発なまち。多様な人材が輝くまちづくりを進めます。

(※1) スーパー糸満市民...計画策定にむけた会議の中で市民から提案された言葉で、自らが持つ力を発揮して、それぞれの場で活躍する人材のことです。

市民みんなが心身ともに すこやかに暮らす糸満市

健康・
医療・福祉

市民がすこやかな暮らしを送ることは、市のすこやかさそのものです。しかし、少子高齢化や生活習慣の変化の中で、糸満市においても、医療費の増大や老老介護など、さまざまな問題が発生しています。市民が生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送り、クオリティ・オブ・ライフの高い糸満市となるため、サポートが必要なときにサポートが受けられる、誰一人とりこぼさない糸満市を目指します。

それは、共に支え合い、誰もが心身ともに健康で長生きできる環境が整っている状況のことです。例えば、医療や健康づくりをサポートする仕組みが整い、みんなが元気に過ごせるまち。健康長寿の方が多いまち。地域内で助けを必要としている人に気づき、孤立させない仕組みができたまち。誰もが居場所のあるまち。自立しようとする市民を応援する体制のあるまち。多様な窓口の垣根を超えて包括的に相談でき、一体的な支援が受けられるまち。病気やハンディキャップのある人も輝けるまち。市民みんなが生涯現役で活躍できるまちづくりを進めます。

支え合って共に生きる 平和のまち・糸満市

交通安全・防犯・
救急・防災・
平和・共生

まちづくりにおいては、市民のいのちが守られ、安心して暮らせることが何よりも重要です。近年、自然災害が頻発し、さらに想定外の大規模な災害や感染症が発生するなど、非常時に対する備えが重要になっています。また、糸満市は沖縄戦終焉の地であり、平和を希求する気持ちの強い地域でもあります。緊急時の安心も、防犯・交通安全・消防など日常的な安心も、そして平和がもたらす安心も感じられる糸満市を目指します。

それは、市民と行政が連携して常に備え、平和の大切さを発信し、多様性を認め合う環境が整った状況のことです。例えば、全ての地域が火災や災害などに日常的に備え、避難時に支援が必要な人をみんなで助けあう、消防力や防災力の強いまち。互いに声をかけあい、感染症などに備えるまち。防犯や夜間の安全に地域ぐるみで取り組むまち。歴史や平和を語り継ぐ仕組みが構築され、平和の大切さを伝える取り組みを大切にするまち。互いの違いを認め合い、性別・年齢・国籍・ハンディキャップのあるなしに関わらず、人権を尊重し、多様な生き方を認め合う共生のまち。誰にとっても安全安心なまちづくりを進めます。

きれい！暮らしやすい！ 住みたいまち・糸満市

環境・
まちの基盤

糸満市は、海と川をはじめとする豊かな自然に囲まれており、農村・漁村・市街地など多様な暮らしの場が形成されていることが特徴です。いのちの基盤となる豊かな生態系を維持し、それぞれの地域が地域らしさを発揮しながら、誰もが快適に暮らせる糸満市を目指します。

それは、暮らしをとりまく自然や生態系が守られつつ、住みよいまちの基盤が整っている状況のことです。例えば、美しい海や川や星空に親しめるまち。リサイクルなど循環の思想が浸透し、環境保全の意識が高く、ごみのポイ捨てや不法投棄がないまち。賑わいや活気にあふれ、子どもやお年寄りが集まる場所があり、糸満市らしい風景を感じるまち。道路網や、公共交通・コミュニティバスが市内各地をカバーし、誰もが自由に往来できるまち。公共施設が集約化され、利便性に富んだまち。情報化社会に対応した通信網が整ったまち。バリアフリーで災害に強いインフラや住宅が整備されたまち。住む人・訪れる人にとって魅力的な環境のまちづくりを進めます。

豊かな資源をいかし、 活気にあふれた糸満市

産業

糸満市では「^{うみさち}海幸・^{おかさち}陸幸の史都^{まち}」として、水産業および農業の振興に努めてきました。また、県内では製造業の盛んな市で、第1次産業、第2次産業、第3次産業がバランスよく立地していることも、糸満市の特徴です。これらの産業が互いに連携しあい、新たな産業を成立させ、就業の場を広げ、市民の暮らしを支えていく糸満市を目指します。

それは、漁業や農業や商業・観光業などの基盤産業が元気なことに加え、新しい産業振興を応援する環境が整った状況のことです。例えば、スマート農業や漁業など、ICT・IoT等の活用が進んだまち。まちぐるーが賑わうまち。豊かな自然や独自の歴史文化に惹かれて、国内外から人が集まるまち。産業や組織の枠を超えて新たな価値や仕事が生み出されるまち。人材を育成・支える環境が整い、若者等の起業が多いまち。経営基盤がしっかりした足腰の強い企業が多いまち。高齢者も若者も外国人も、安心して働けるまち。そして、携わる人々が自らの産業に誇りを持ち、「糸満ブランド」が浸透したまち。活力ある産業が息づくまちづくりを進めます。

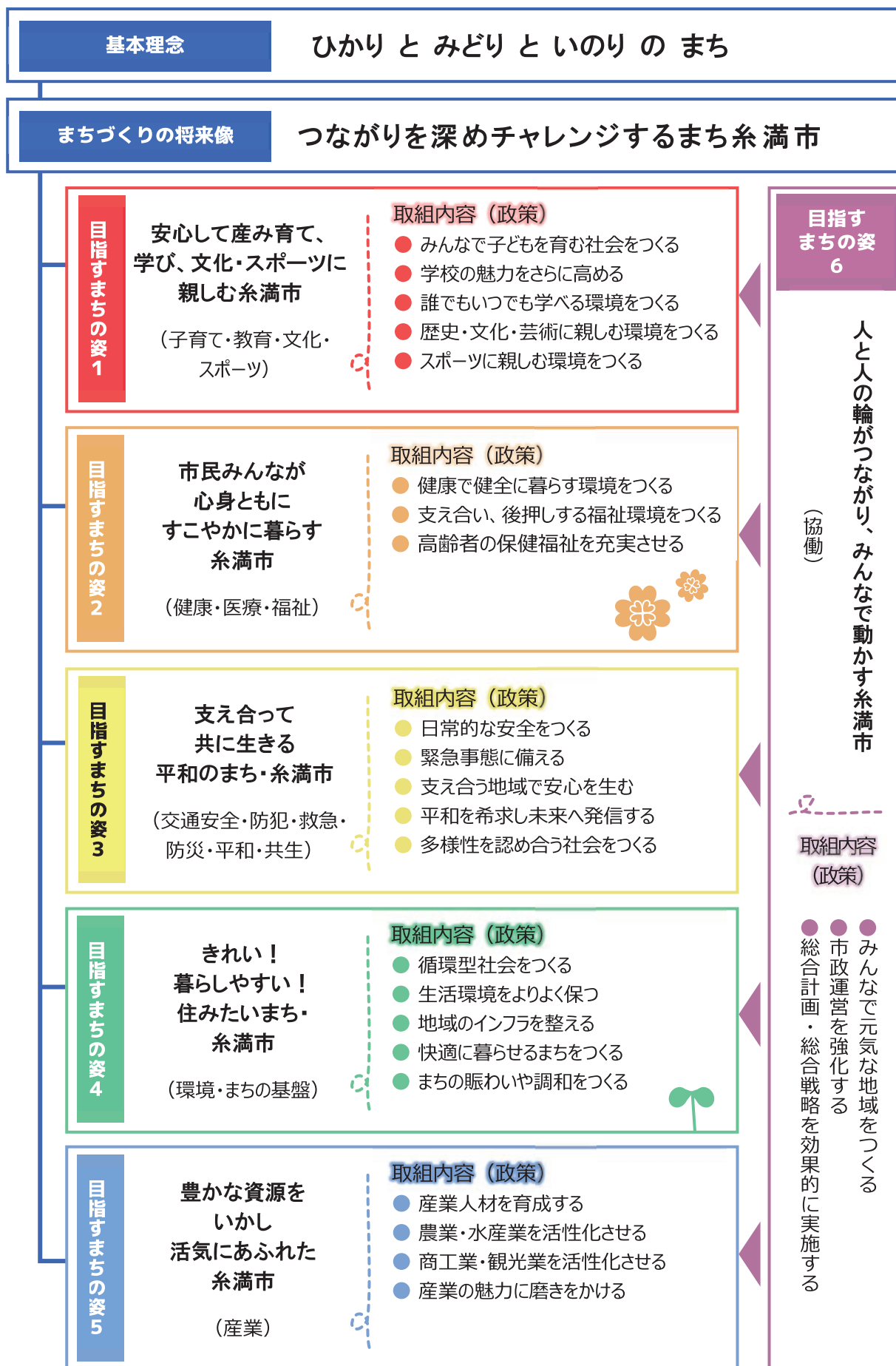
人と人の輪がつながり、 みんなで動かす糸満市

協働

市民ワークショップやアンケートでは糸満市の住みよい理由の一つとして、近所付き合いや人と人のつながりの深さが挙げられています。このようなつながりの豊かさは、糸満市の強みです。他の全ての分野にも関わりますが、糸満市のまちづくりには、人のつながりや、自助・共助・公助が欠かせません。市をつくる基盤である市民の力を、さらに積極的にまちづくりにいかす糸満市を目指します。

それは、地域や事業者や各種団体などが、まちづくりの主役として活躍できる環境が整っている状況のことです。例えば、地域活性化にむけた体制づくりや人材の育成が行われ、市民や地域が活発に活動するまち。まちづくりの意識を持った市民が、主体的にまちづくりに関わる仕組みが整ったまち。誰もが必要な情報へアクセスして、市が進めるまちづくりに参加することができるまち。行政と市民の距離が近く、市民が行政を、行政が市民を頼れるまち。そして、それらの取り組みをサポートする、課題解決力を持った人財がいるまち。一人ひとりが糸満市を動かす主役となるまちづくりを進めます。

施策大綱図



第5節 目標人口

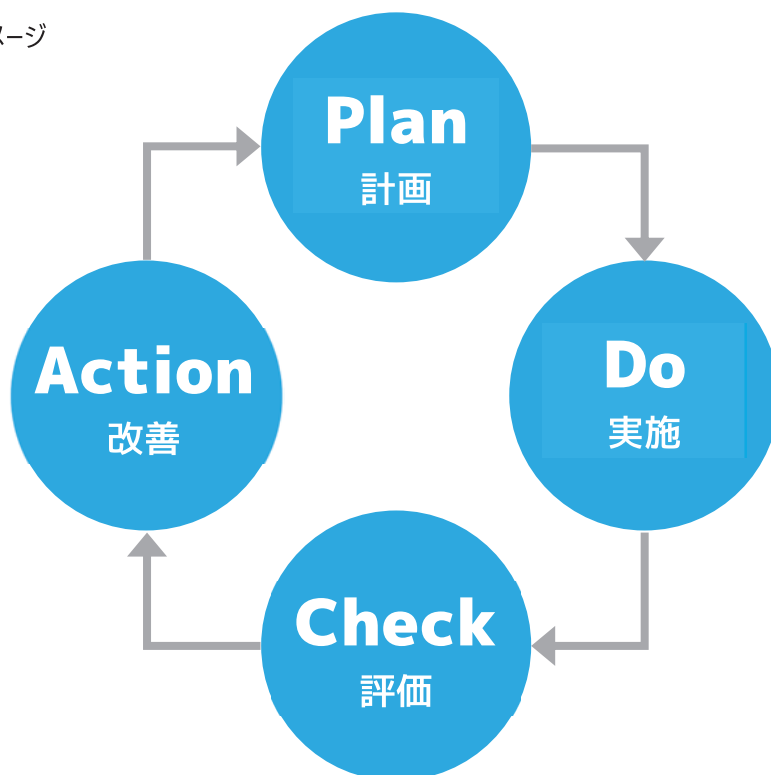
第4次総合計画では、令和2（2020）年時点の糸満市の目標人口を63,000人としていました。現在の糸満市の住民基本台帳人口は62,270人（※1）で増加傾向にあり、達成は近いものと見込まれます。このことから第5次総合計画における目標人口を64,000人（住民基本台帳人口）とし、若い世代からも選ばれるまちづくり・住みよいまちづくりを行っていきます。

（※1）現在の糸満市の総人口...令和2年9月末現在の住民基本台帳人口は62,270人（男性31,514人、女性30,756人）です。

第6節 計画の推進について

「第5次糸満市総合計画」および「第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進にむけて、定期的に進捗状況の点検を行い、社会ニーズの変化や緊急事態への対応を含めて、適宜見直しを行っていきます。そのために部署の枠を超えた推進体制を構築し、PDCAサイクルを有効に動かしていきます。

PDCAサイクルのイメージ



第7節 土地利用の基本方向

前節までに述べた糸満市の将来像実現にむけた取り組み内容は「基本計画」にまとめます。この節では、まちづくりを進めるにあたって留意すべき土地利用の考え方について整理します。

■総合的かつ計画的な土地利用

土地は、市民生活や産業活動を将来にわたって支えるかけがえのない資源であり、その利用を有効かつ適正に行うことが市民全体の利益を増進する上できわめて重要です。

土地の利用にあたっては、自然環境の保全と秩序ある開発に努めながら地域の自然的、社会的、経済的、文化的な諸条件に配慮し、土地利用関係法令等の適切な運用を図りつつ、長期的な展望のもとに総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

■自然環境の保全・活用

本市は、独特な地形と地質のもとに多様な自然環境を有しており、石灰岩丘陵が形づくる空間は集落の範囲を定め、水循環の一つの単位となり、人々の暮らしに大きく関わりを持ってきました。

また、海の恵みを土台にした水産業、豊かな自然を活用した農業、良好な景観や史跡をいかした観光業など、自然環境と産業が共存していることも本市の特徴です。

このように自然環境は、糸満らしさの維持、産業基盤の確保、快適な居住環境の形成や観光振興など、本市の持続的発展にとって重要であることから、これら自然環境の保全・活用を図ります。

■農地の保全・整備

本市の農業は、これまで土地改良事業や地下ダムの整備の進展によって生産性の向上を果たしてきました。今後も優良な農業基盤の充実を図るため、土地改良整備等を進めるとともに、遊休農地対策など農地の効率的な利活用を推進します。

また、耕土流出防止対策をはじめとする環境への負荷軽減の取り組みを進め、持続的な環境保全型農業を推進します。

■集落環境の保全・整備

本市には、緑豊かな美しい農村風景が残っており、グスクや湧水、ガマなど、自然と歴史・文化の両面で貴重な地域資源を多く含みます。各集落はそれぞれの地域のコミュニティや文化を維持する単位でもあります。これらは私たちの生活に大切な役割を果たすとともに、自然環境の保全に大きく貢献してきました。

今後集落地区においては、段階的・計画的に開発を誘導する区域、まとまった緑地・農地を保存すべき区域など、土地の利用区分を設定し、各区域に応じた土地利用の検討を行います。

■良好な市街地環境の創出

本市の市街地は、漁港地区などの既成市街地や大規模な埋め立てにより造成された住宅地区・工業地区など、地区ごとに異なる形成過程を経て繁栄してきた歴史を持っています。

それぞれの地区の特性をいかし、地区ごとに異なる整備方針を立てていくとともに、より効率的で利便性の高い市街地形成について、施設配置の観点から検討を行い、その実現にむけた都市機能再編を図っていきます。

■戦争遺構等の保全・活用

第二次大戦における日米両国の激戦地、沖縄戦終焉の地である本市は、ガマを代表とする戦争遺構や慰霊碑・塔が多く存在し、市域の多くが沖縄戦跡国定公園に指定されるなど、保全の必要性が示されています。

戦争の記憶の継承が人からモノへ変化する中で、悲慘な戦争の教訓を後世に伝える「物言わぬ語り部」の役割は一層重要となることから、戦争遺構等の保全・活用を図ります。

■その他の土地利用

公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、墓地等については、適切な誘導・規制のもと、他の土地利用との整合を図り、土地の有効利用を推進します。

また、国土の保全や適正な利活用において阻害要因となっている、所有者不明問題や放棄宅地・空き地の増加といった問題については、国の施策や法制度改正の動向を踏まえつつ取り組んでいきます。